

一般社団法人 岩手県私立病院協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人岩手県私立病院協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岩手県盛岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、岩手県下の私的病院の使命を達成するため、医療の進歩並びに施設の改善を図り地域住民の福祉増進に寄与する。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 病院の管理運営の改善向上及び施設整備並びに調査研究に関する事業
- (2) 医療従事者の育成及び研修並びに福利厚生に関する事業
- (3) 地域医療、介護、福祉の確保及び充実にに関する事業
- (4) 公衆衛生及び地域保健活動に関する事業
- (5) 地域医療の向上を図るための啓発活動及び広報活動に関する事業
- (6) 関係行政機関並びに医療機関との連絡協議に関する事業
- (7) そのほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員等

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した私的病院の開設者、管理者若しくはその勤務医又は私的病院
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとするものは、理事会の別に定めるところの申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 入会は、社員総会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員は、入会金及び会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条から第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員等

(役員の種類及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

理 事	8名以上12名以内
監 事	2名

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。

3 前項の会長をもって法人法の代表理事とし、副会長をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人は、理事及び監事のうち租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する親族等の数が理事又は監事の数のうちに占める割合が、いずれも3分の1を超えることができない。

4 この法人は、この法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、この法人の役員若しくは

社員又はこれらの者の租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

5 この法人は、他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えることができない。

（理事の職務・権限）

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、理事会において別に定めるところにより、会長を補佐し、この法人の業務分担を執行する。

（監事の職務・権限）

第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の事業及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、社員総会及び理事会に出席し、意見を述べる。

（役員任期）

第16条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するまでとする。

3 理事又は監事は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

（役員解任）

第17条 役員は、いつでも社員総会の議決によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。この場合、理事会及び社員総会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第18条 役員は無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

（顧問）

第19条 この法人に、任意の機関として、1名以上3名以下の顧問を置く。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

- (3) 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- (4) 顧問の報酬は、無償とする。

第5章 社員総会

(構成)

第20条 社員総会は、社員をもって構成する。

(権限)

第21条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員等の報酬等の額
- (5) 計算書類等の承認
- (6) 事業計画及び収支予算についての事項
- (7) 事業報告及び収支決算についての事項
- (8) 定款の変更
- (9) 解散及び残余財産の処分
- (10) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第22条 定時社員総会は、毎年度11月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第23条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対して、社員総会の目的である事項を理事会に示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第24条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第25条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(社員総会の定足数等)

第26条 社員総会は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面によりあらかじめ意思を表示した者又は表決を委任された代理人は出席者とみなす。

(決議)

第27条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 社員総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、社員として表決に加わることはできない。

4 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

5 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第12条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面又は代理人をもって表決を委任することができる。

(議事録)

第29条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数等)

第34条 理事会は、理事現在数の過半数の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過

半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長が裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしているときは、理事会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の会費収入、事業に伴う収入、その他の収入による資産とする。

4 寄附金品であって寄附者の指定のあるものは、その指定に従う。

(基本財産の処分の制限)

第38条 基本財産は、社員総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(経費の支弁)

第39条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画、収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の議決を経て、社員総会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の議決を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 財産目録

2 前項の規定により承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうちの重要なものを記載した書類

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第43条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

2 前項の変更を行なった場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

（解散）

第44条 この法人は、法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

（残余財産の帰属）

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。ただし、この提案に関しては、別に定めるところにより総社員の事前の同意を要する。

（剰余金の分配禁止）

第46条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 事務局

（設置等）

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 専務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を経て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の議決により、別に定める。

(書類及び帳簿の備置等)

第48条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 役員の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関(理事会及び社員総会)の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員等の報酬規程
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書及び計算書類等
- (10) 監査報告書
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、理事会が別に定める情報公開規程によるものとする。

第10章 公告の方法

(公告)

第49条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

(規則)

第50条 この定款施行についての規則等は、理事会及び社員総会の議決により別に定める。また、規則等を実施するための細則等は理事会が定めるものとする。

(設立時社員)

第51条 設立時社員の氏名は次のとおりとする。

設立時社員 岩淵國人
赤坂俊幸
久保谷康夫

附則

- 1 この定款は、法人法に定める設立の登記の日(20年12月18日)から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は岩淵國人とする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立社員総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、平成21年8月31日までとする

一般社団法人岩手県私立病院協会定款運用規則

(目 的)

第1条 この規則は、一般社団法人岩手県私立病院協会定款（以下「定款」という。）の施行・実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員の特例)

第2条 定款第5条第2項に定める、この法人の目的に賛同して入会した私的病院の開設者、管理者若しくはその勤務医であったもので、役員経験者は、理事会の決議を経て正会員資格を有することができる。

附 則

この規則は、平成25年11月15日から施行する。